

兵庫県政に対する要望について

尼崎市

令和3年10月

要望にあたって

本市市政推進にあたっては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、兵庫県に発令されていた緊急事態宣言は令和3年9月30日をもって解除されましたが、感染再拡大への警戒や地域経済の回復などが喫緊の課題となっています。

このようななか、本市においては、新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、これまでのまちの課題解決や今後のまちづくりに必要な取組についても着実に進めており、過去から要望している児童相談所設置に向けた人材育成支援や旅券事務所尼崎出張所の地元負担解消等への貴県のご対応に感謝申し上げます次第です。

しかしながら、今後の市政運営における課題はまだ多く、この度、特段の配慮をお願いしたい事項について要望いたしますので、実現に向けてご高配賜りますよう、よろしく願いいたします。

尼崎市長 稲村和美

【要望項目】

- 1 スクールカウンセラー配置事業の充実及び連携強化について.....3
- 2 学校における教職員体制の充実等について.....4
- 3 朝鮮学校に対する助成について.....5
- 4 老朽危険空き家除去支援事業の見直しについて.....6
- 5 民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援及びアスベスト被害を抱える自治体のネットワーク化について.....7
- 6 ものづくり支援センターの機能強化及び財政的支援について.....8

1 スクールカウンセラー配置事業の充実及び連携強化について

<要望事項>

- ① 県配置のスクールカウンセラーと市配置のスクールソーシャルワーカーの連携が図れるよう、研修の実施手法の工夫など教育相談体制の強化・充実に配慮すること
- ② 新たに幼稚園へスクールカウンセラーを配置するための予算補助を行うこと

<説明>

- ① 県のスクールカウンセラー配置事業により、本市の小・中学校等（あまよう特別支援学校及び琴城分校含む。以下同じ。）60校（配置校30校、連携校30校）に、30名のスクールカウンセラーが配置され、児童生徒・保護者・教職員等の心の相談等に取り組んでいる。

しかしながら、小・中学校等においては、市教育委員会と30名のスクールカウンセラーとの研修機会がないなど、連携が当該体制では十分に行えていない。

不登校や、児童虐待等、様々な課題を抱える児童生徒への支援を強化するためにも、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携は必要不可欠と考えており、今後、本市によるスクールカウンセラーの雇用も見据えるなかで、市によるスクールカウンセラーへの必須研修の実施を可能とする等、本市のスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーのより緊密な連携による教育相談体制の強化・充実が図れるよう、要望する。

- ② また、幼稚園にはスクールカウンセラーが配置されていないことから、本市では、教職員による相談支援に取り組んでいるが、専門的視点からの教育相談支援が行えていないという課題を抱えている。

そのような中、令和3年8月23日付の文部科学省の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園にも準用させることとなった。子どもが小学校に進学してから問題を起こす「小1プロブレム」の解消につながるため、主に養育の悩みを抱える保護者からの相談を受け付けるものである。

文部科学省の通知を受け、本市としても検討しなければならないと考えているため、県でも予算補助を検討いただきたい。

2 学校における教職員体制の充実等について

<要望事項>

- ① 尼崎市立成良中学校琴城分校への県による「養護教諭」の配置を行うこと
- ② 「子ども多文化共生サポーター」の派遣条件を「入学後12か月未満」にする等、実態に見合った制度への拡充を行うこと
- ③ 本市において加配教員等の弾力的な運用を可能とすること
- ④ 中学校における35人学級の実施及び更なる教員の加配や基礎定数の改善に向けた国への働きかけを行うこと

<説明>

- ① 尼崎市立成良中学校琴城分校（夜間中学校）には、専任の養護教諭が配置されておらず、1名の養護教諭が日中勤務である本校と夜間中学校である分校の2校を対応することは、昼夜をまたぐ勤務となり物理的に対応が困難である。
今年度より他市町からの受入れを行っており、今後遠方からの生徒の入学も見込まれ、安全面等における十分な配慮体制をとることがより厳しくなると考えられる。
- ② 近年、入学する外国人生徒は、来日後1年を経過してからというケースが多く、県の「子ども多文化共生サポーター」の派遣条件に満たない場合がほとんどである。
さらに、ネパール国籍の生徒については、令和3年8月時点で9名在籍しているのに対し、県の「子ども多文化共生サポーター」の配置は1人である。他に市独自の「多文化共生支援員（中国語2名、ネパール語1名、タイ語1名）」を配置しているものの、学習支援が十分でない状況となっている。
- ③ 県による加配教員については、例えば新学習システム推進のための加配というように、具体的な配置先とその目的、運用等が指定されているが、個別の学校の実情に応じた柔軟な指導を展開するためにも、本市において弾力的な運用ができるよう配慮いただきたい。
- ④ 市費負担にて、教育支援員、そだち指導補助員及び学習支援員を各校に配置するとともに、児童生徒の読書環境充実のため、会計年度任用職員を配置しているものの、安定した学級経営、児童生徒の学力向上や学習環境の安定においては、教育体制のさらなる充実は必要不可欠であることから、県においても、本市がきめ細やかな指導及び一人ひとりに応じた支援を実現するために、協力いただきたい。

3 朝鮮学校に対する助成について

<要望事項>

依然として、朝鮮学校の運営が厳しい状況であることから「外国人学校振興費補助」のあり方の検討を行うこと

<説明>

朝鮮学校については、法的に各種学校の扱いであるため、私立学校と同等の補助が受けられず、結果として児童生徒の保護者負担が大きくなっている。

本市では、市内にある朝鮮初中級学校が義務教育課程に相当する教育を行っていること、保護者は納税者であること、また、わが国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されていること等を勘案し、保護者の負担軽減及び民族教育を希望する者の「選択の自由」を支援することを目的として、市内在住の児童生徒の保護者に対し、補助金を支給している。

しかし、県からの「外国人学校振興費補助」については、交付基準の変更により補助額が大幅に削減されており、平成31年度から「専修学校各種学校特色教育推進事業」を実施され新たに補助金を交付していただいているが、依然として運営状況は厳しく、それに加え、コロナ禍において保護者等の収入減に伴い、学校への寄付額の減が見込まれており、ますます厳しい状況となっている。

4 老朽危険空き家除去支援事業の見直しについて

<要望事項>

- ① 「老朽危険空き家除去支援事業」の県補助上限の引き上げや廃止等により、共同住宅等規模が大きい場合であっても対応できる制度への見直しを行うこと
- ② 所有者が負担すべき割合を市が負担する場合における、県補助制度の拡充を行うこと

<説明>

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家等について、早急な除却を促すために、平成 29 年度に除却工事費の 2/3 を補助する制度を設け、これまでに 6 件の利用があった。

その財源には国の社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）及び県の老朽危険空き家除却支援事業を充当しており、国 1/3、県 1/6、市 1/6、所有者 1/3（老朽危険空き家除却支援事業の通常のとおり）の負担割合としている。

県の老朽危険空き家除却支援事業では、県補助限度額が 333 千円であり、補助対象事業費の上限額は 200 万円となっている。本市にて過去に交付した 6 件は、いずれも戸建て住宅又は長屋建て住宅の一部の住戸であったことから、補助対象事業費が 200 万円を超える事例はない。

しかし、現在指導しているものに、延床面積が 250 m²を超える共同住宅で、屋根や外壁が崩落し、民家へ倒壊するおそれのある空家等がある。この空家等は重機の搬入が困難な立地であり、除却費用の見積額は約 630 万円である。今後も県補助限度額を超える事例が見込まれる。

- ② 所有者等には他都市にて生活保護を受給している者も含まれるなど、所有者等の資力が不足し対処できない状況に陥っている。早急に除却するために、行政代執行に向けて指導等措置を進めるほか、所有者が負担すべき割合を地方公共団体が負担する場合における補助制度の拡充が望ましい。

5 民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援及びアスベスト被害を抱える自治体のネットワーク化について

<要望事項>

- ① 事業者負担を軽減することによりアスベスト除去等の取組が促進されるよう県における補助制度の創設を行うこと
- ② 国の補助率は1/3または地方公共団体の補助率のいずれか低い額とされている現制度の条件緩和等の補助制度の拡充の国への働きかけを行うこと
- ③ 国への石綿ばく露者の健康管理対策事業に関する要望を行う際には、アスベスト被害を抱える自治体が一体となって働きかけることができるよう、県によるネットワーク化、関係自治体との連携の強化を行うこと

<説明>

- ① 本市では、国による社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）の住宅・建築物アスベスト改修事業の制度を活用し、民間建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等の費用の一部を補助し、アスベストの除去等の促進を図っているが、これまでの実績としては、調査が14件、除去等が8件であり、この補助制度が十分活用されているとは言い難い。また、アスベスト調査台帳の整備をしている中で、1,000㎡以上の民間建物で吹付けアスベスト等があり対策が未済であるのが7棟あり、実際のところ、アスベスト除去等がまだ進んでいない状況である。

現行の補助制度の枠組みでは、事業者負担が除去等の必要経費の2/3と過大となっており、事業者が負担することになる。国においても、補助制度の期限を延長する等対応を続けていくことから、アスベスト被害の防止策として、アスベスト除去等を促進するべく、県においても既に実施されている所有者・管理者に対するアドバイザー派遣等の取組に加えて、県による補助制度を創設するよう要望する。

- ② 国に対しても、引き続き補助制度の拡充を働きかけていただくよう要望する。
- ③ 国の「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」は県を通じた再委託の形で各自治体の実施してきたが、「石綿読影の精度確保等調査事業」への移行により直接国からの委託となったことから、試行調査の際に実施していた県との連絡会議も開催されていない状況にある。

しかしながら、石綿ばく露に対する恒久的な健康管理制度の構築に関する国への要望を行う際には、アスベスト被害を抱える自治体が一体となって働きかけることが望ましいため、県によるネットワーク化、県市の連絡会議を活用し、関係自治体の連携強化を図って頂けるよう、協力を要望する。

6 ものづくり支援センターの機能強化及び財政的支援について

<要望事項>

- ① 「ものづくり支援センター」と「兵庫スマートものづくりセンター阪神」の一層の連携強化を行うこと
- ② 機器の購入について、継続的な費用負担を行うこと
- ③ 「ものづくり支援センター」部長及び「兵庫スマートものづくりセンター阪神」所長を兼務している県 OB 職員の人件費にかかる相応の費用負担を行うこと

<説明>

- ① 自社で人材育成機能のリソースが不足しがちな中小企業にとって、技術支援に長じた人材育成機能を有する「兵庫スマートものづくりセンター阪神」は頼りになる存在であり、本市内外の中小企業から「技術問題解決の駆け込み寺」として、また「事業者が問題対応能力を身につける場」としても定着している施設であり、今後とも更なる連携が必要であると考えている。
- ② ものづくり支援センターは、高度な技術者並びに加工・評価を行う機器を有しているが、これら機器の多くは導入後十数年が経過し、老朽化による故障並びに能力的、機能的にも陳腐化が進んでいるなか、ものづくり支援センターでは、令和3年度に独自で「塩水噴霧試験装置」を導入するなど、ものづくり事業所の支援維持に努めている。
ものづくり支援センターにおいて、中小企業の技術支援と人材育成機能を維持していく上で、継続的な機器の整備は不可欠であるが、購入時期や費用が固定化されない等の課題もあるため、県において、継続的な費用負担を可能とする補助制度の整備等も検討いただきたい。
- ③ また、研究棟（平成5年）やものづくり支援センター（平成13年）は建設から20年以上が経過していることから施設の老朽化が見られ、施設設置者である本市としても補修対応が急がれるところであるが、限られた財源の中ですべてを充足することは困難な状況である。しかしながら、「兵庫スマートものづくりセンター阪神」の所長として雇用されている県 OB 職員については、ものづくり支援センター部長と兼務していることもあり、その人件費については現在、本市が単独で全額をものづくり支援センターに補助しているが、県においても相応の費用負担をお願いしたい。

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階

電話番号 06-6489-6138

Eメール ama-seisaku@city.amagasaki.hyogo.jp